

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
		(新規)
1302.19	<p>1. 大麻のエキス</p> <p>本品は、大麻 (<i>Cannabis sativa L.</i>) から抽出した主成分であるカンナビジオール (CBD) (1,200ミリグラム CBD／10ミリリットル)、カンナビノール (CBN)、カンナビゲロール (CBG) 及び0.2%未満のデルタ-9-テトラヒドロカンナビノール (デルタ-9-THC) から成るもので、治療を目的としたものではない。</p> <p>本品は、5ミリリットルの交換可能なカートリッジ2個を小売用の包装にしたものである。</p> <p>通則1及び6を適用</p> <p>(注) 我が国において、本品は、含有するデルタ-9-テトラヒドロカンナビノールが「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令」に定める量を超えている場合、「麻薬及び向精神薬取締法」の規制物品の「麻薬」に該当する。</p>	
1704.90	<p>13. セサミバー</p> <p>本品は、約35ミリメートル×70ミリメートルの薄くて硬い長方形に成型されたもので、ごま (49%)、グルコースシロップ (32.3%) 及び砂糖 (18.7%) から成る。本品は、小売用にしたものでそのまま食用に供される。</p> <p>通則1及び6を適用</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
1704. 90	 <p><u>14. キャラメルポップコーン</u></p> <p><u>本品は、膨らませたとうもろこしの粒（直径 2 センチメートルまで膨張させたもの）から成るもので、不均一なキャラメルの層で覆われている。本品は、全重量の 53.4% の砂糖を含有し、小売用にしてある。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)
2005. 99	<p><u>3. ザーサイ</u></p> <p><u>本品は、塩水漬けした野菜 (Brassica juncea Coss.)</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
2008. 19	<p><u>var. tumida</u> Tsen et Lee) を刻み、小売用にしたものである。</p> <p><u>製造工程 :</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a. <u>野菜を、密閉容器内で塩水（塩分18%）に漬け、10～17℃の温度で6～7か月間保存する。</u> b. <u>塩水漬けにした野菜を容器から取り出し、洗浄して塩分の一部を取り除く（野菜には全重量の13～14%の塩分が残っている。）。</u> c. <u>洗浄した野菜を細かく刻み、真空包装し、100℃で30分間煮沸（殺菌）する。</u> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p>2. テンペ</p> <p><u>本品は、さやのない大豆を煮てクモノスカビで固体発酵させた調製品で、密な白色のケーキ状の物品である。</u></p> <p><u>本品は、調理した米粉、米ぬかの粉又は小麦のふすまの粉と混合して種菌としたクモノスカビ属 (<i>Rhizopus oligosporus</i>, <i>R. oryzae</i>又は<i>R. stolonifer</i>) の菌と大豆から成る。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	
2106. 90	<p>42. カンナビジオール (CBD) を含有する物品</p> <p><u>本品は、CBDヘンプエキス (1,000ミリグラム CBD／10ミリリットル)、ヘンプシードオイル及びミントフレーバーから成る油状の溶液で、0.2%未満のデルタ－9－テトラヒドロカンナビノール (デルタ－9－THC) を含む。治療を目的としたものではない。</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

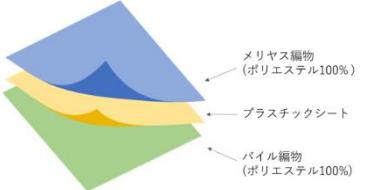
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3926. 40	<p><u>本品は、スポット付きの10ミリリットルのボトル入りで提示される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>(注) 我が国において、本品は、含有するデルタ-9-テト</u> <u>ラヒドロカンナビノールが「麻薬、麻薬原料植物、向精</u> <u>神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令」に定める量</u> <u>を超えている場合、「麻薬及び向精神薬取締法」の規制</u> <u>物品の「麻薬」に該当する。</u></p> <p>1. プラスチック製の装飾品</p> <p>(省 略)</p> <p>9505. 10／1、<u>9505. 10／3 及び 9505. 10／4</u> 参照</p> <p>(省 略)</p> <p><u>2. 男女兼用の上着</u></p> <p>本品は、長袖で、ポケット及び締めひも付きのフードを有し、開襟でない。本品は、3層（表側ははっ水加工を施したポリエステル100%のメリヤス編物、中間層は薄いプラスチックシート、裏側はポリエステル100%のパイル編物）を積層した生地から成る。パイル編物は衣類の内側にある。</p> <p><u>通則 1（第60類注 1 (c)、第61類注 9）及び 6 を適用</u></p>	3926. 40	<p>1. プラスチック製の装飾品</p> <p>(同 左)</p> <p>9505. 10／1 参照</p> <p>(同 左)</p> <p>(新 規)</p>
6102. 30			

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
7007. 11	  <p>1. 自動車のデジタル計器盤用ディスプレイカバーガラス</p> <p>本品は、強化ガラス製である。</p> <p>ガラスは、所要の形状に切断され、強化された後、光を遮断するために縁に沿ってブラックマトリックス (BM) 層が塗布され、アンチグレア (AG)、反射防止 (AR) 及び指紋防止 (AF) のためのトリアセチルセルロース (TAC) フィルムが積層されている。</p> <p>本品は、ディスプレイモジュールには組み込まれず、計器盤として機能するLCDモジュールから5～7センチメートル離して取り付けられる。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> 	(新規)
8424. 89	<p>5. スプレーディスペンサー</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8479.89</u></p> <p><u>14. 自動回収機（分別、圧縮及び貯蔵ユニットを含まない。）</u></p> <p><u>本品は、空の飲料容器用である。容器は顧客によって投入され、機械内を移動する。移動中、容器はリサイクル可能な物品であることを認識モジュールによって識別される。本品は、容器を数え、顧客に領収書を発行するため報酬又は払戻額を計算する。本品は通常、分別、圧縮及び貯蔵ユニットとともに設置され、これらの機器が、本品から対象物を受け取る。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p><u>本品は、保護キャップを有するポンプスプレー・ヘッド、ピストン及びばねを備えたポンプスプレー・ヘッド用のガイドチューブ、ガスケット、バルブ並びに吸引管から成るものである。</u></p> <p><u>本品は、広範囲の用途に適している。本品は、容器の首状部に取り付けられるように設計されている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p data-bbox="1684 992 1796 1024">（新規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8479.89	<p><u>8479.89／15及び8479.89／16 参照</u></p> <p><u>15. 自動回収機用の分別、圧縮及び貯蔵ユニット</u></p> <p><u>本品は、自動回収機とは別に提示されるもので、自動回収機から空の飲料容器を受け取り、分別するように設計されている。使い捨て容器は圧縮モジュールに送られ、収納区画又は箱に投下される。中身を詰め替えて再利用できる容器は圧縮されず、別の区画に運ばれる。本品は、複数のユニットを接続して容量を増やすことができる。本品は、常に自動回収機に接続される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>8479.89／14及び8479.89／16 参照</u></p>	(新規)
8479.89	<p><u>16. 認識、分別、圧縮及び貯蔵ユニットを同一のハウジングに組み込んだ自動回収機</u></p> <p><u>本品は、空の飲料容器を受け取り、認識し、分別し、圧縮するように設計されている。本品は、領収書を発行するため報酬又は払戻額を計算する。本品は、最大 3 つの圧縮ユニット及びそれぞれの貯蔵用の箱（詰替え可能なボトル用のものを含む。）を搭載できる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>8479.89／14及び8479.89／15 参照</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

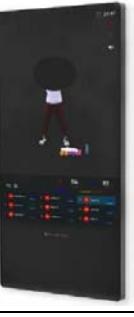
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<p><u>8528. 59</u></p> <p><u>2. フィットネスマシン</u></p> <p><u>本品は、32インチ（81センチメートル）のタッチスクリーンディスプレイから成り、同一のハウジング内においてカメラ、イーサネットポート及び2つのスピーカーを装備したデータ処理ユニットを結合したもので、Wi-Fi及びBluetooth®による接続が可能である。本品は、インターネットからストリーミングし、又はダウンロードしたフィットネスエクササイズの動画を表示するために使用される。動画を表示していない場合、本品は鏡として使用できる。</u></p> <p><u>本品は、Bluetooth®によってフィットネストラッカー、スマートフォンその他のデバイスと接続し、連携することができ、接続したデバイスから受信した情報を表示するために使用できる。データ処理ユニットは、自由にプログラムすることはできない。</u></p> <p><u>通則 1、3（b）及び 6 を適用</u></p>	<p>（本品は、2つの圧縮ユニット及び1つの貯蔵区画を有する。貯蔵用の箱は画像に含まれていない。）</p>	<p>（新規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	
<p><u>8543. 70</u> 6. 無線周波 (RF) 発生器</p> <p>本品は、<u>主に入力電源コネクター、整流器システム、RF信号周波生成システム、RF増幅器、出力フィルター、コントローラー及びネットワーク接続</u>から成る。本品は、特定の種類の半導体プラズマエッチング装置とともに使用するように設計されている。本品には、AC電気入力が必要であり、整流器システムによってDC電源に変換される。無線周波は、周波生成システムによるDC電源入力から13. 56メガヘルツの周波数で生成される。その後、RF増幅器が、同じ周波数と波形を維持しながら、RF電力レベルをワットからキロワットに変換する。出力フィルターは、不要な無線周波が本品から出力されるのを防ぐ。</p> <p>RF発生器から生成された無線周波電力は、同軸ケーブルを使用してRFマッチングネットワークに送信される。</p> <p><u>通則 1（第16部注 2 (a)）及び 6 を適用</u> <u>8543. 70／7 参照</u></p> <p>7. 無線周波 (RF) マッチングネットワーク</p>	<p>（新規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>本品は、主に可変コンデンサー、可変インダクター並びに制御用及び物理インターフェース用の印刷回路基板から成る。本品は、特定の種類の半導体エッティング装置に取り付け、かつ、それとともに使用するように設計されている。本品は、電気ケーブルを介してRF発生器とプラズマ処理チャンバーを接続し、RF発生器によって生成されたRF波を転送することができる。RFマッチングネットワークは、プラズマ処理チャンバーのインピーダンスをRF発生器のインピーダンスに一致するように変換する。</p> <p><u>通則1（第16部注2（a））及び6を適用</u></p> <p><u>8543.70/6 参照</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>	<p>8806.22</p> <p><u>1. 4つの回転翼を有する遠隔制御式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ（14メガピクセル）</u></p> <p>本品は、4つの回転翼を有する遠隔制御式ヘリコプター（寸法：長さ29cm×幅29cm×高さ18cm、重さ：1,160g）に搭載されたデジタルカメラ（14メガピクセル）であり、ドローン又はクアッドコプターとも呼ばれるものである。無線リモートコントローラー、Wi-Fiレンジエクステンダー及び携帯電話設置台とともに、単一の箱に入れ、小売用のセットとして提示される。</p> <p>Wi-Fiレンジエクステンダーによる操作可能範囲はおよそ300mで、再充電が必要となるまでの飛行時間はおよそ25分間である。操縦者は、製造者が別に提供するプログラム（“app”）を使用し、携帯電話でカメラを操作することもできる。</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（削除）</p>	<p><u>通則1（第88類注1）及び6を適用</u></p>  <p><u>2. 4つの回転翼を有する遠隔操作式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ</u></p> <p><u>本品は、「ドローン」又は「クアッドコプター」とも呼ばれる、4つの回転翼を有する遠隔操作式ヘリコプター（対角寸法：35センチメートル、重さ：1,388グラム）に搭載されたデジタルカメラである。14センチメートル（5.5インチ）のモニターが組み込まれ、Wi-Fi接続可能なリモートコントローラー、電池及び充電器、ケーブル、その他の附属品とともに、一つの箱に入った小売用のセットとして提示される。</u></p> <p><u>当該デジタルカメラは、2.54センチメートル（1インチ）20メガピクセルのCMOSセンサー内蔵で、14 fpsで静止画の撮影ができる他、60 fpsで4K動画の録画が可能である。</u></p> <p><u>本品は、安定したホバリングと離陸地点への帰還のためのGPS及びGLONASSモジュールを含む他、障害物を回避するためのコンピュータビジョンシステム、物体の自動認識のためのアクティブラッキング機能も有している。最高飛行高度は500メートルであるが、電池の充電を要するため、飛行高度は120メートル、飛行時間は約30分に限られる。</u></p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>9503.00 15. 子供用電動スクーター</u></p> <p><u>本品は、2つの後輪ドライブトレイン、鉄製のフレーム、</u> <u>プラットホーム、フォームグリップ及び充電式バッテリーを</u> <u>備えている。</u></p> <p><u>仕様</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>- 最大速度：時速3キロメートル</u> <u>- 重量：5.039キログラム</u> <u>- バッテリー持続時間：連続使用で最大40分間</u> <u>- 積載量：最大21キログラム</u> <p><u>通則1を適用</u></p> 	<p><u>通則1（第88類注1）及び6を適用</u></p>  <p style="text-align: right;">(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
9505.10	<p>1. サンタクロースの形をしたプラスチック製の祝祭用品 (省 略)</p> <p>3926.40／1、<u>9505.10／3 及び 9505.10／4</u> 参照</p> <p>(省 略)</p>	9505.10	<p>1. サンタクロースの形をしたプラスチック製の祝祭用品 (同 左)</p> <p>3926.40／1 参照</p>
9505.10	<p><u>3. 星の形をしたクリスマス用品</u></p> <p><u>本品は、つり下げる装飾品として設計されている。星は、</u> <u>紡織用纖維のひもに包まれた卑金属製のワイヤーから成る。</u> <u>本品は、シナモンスティック、松ぼっくり、天使の形をした</u> <u>卑金属製のシート、プラスチック製の枝、プラスチック製の</u> <u>ベリー及びフェルト製の星による装飾が施されている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p>3926.40／1、9505.10／1 及び 9505.10／4 参照</p> <p>A 星 B シナモンスティック</p>		<p>(同 左)</p> <p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>9505. 10</p> <p>C <u>松ぼっくり</u> D <u>天使の形をした卑金属製のシート</u> E <u>プラスチック製の枝</u> F <u>プラスチック製のベリー</u> G <u>フェルト製の星</u></p> <p>4. 木製のクリスマス用品</p> <p><u>本品は、つり下げる装飾品として設計されている。本品は、家を模しており、前面にもみの木と雪だるまが描かれている。家にはもみの木の形をした開口部がある。雪だるまは、サンタクロースの帽子（白い縁取りとポンポンが付いた赤いとんがり帽子）をかぶり、ほうきを持っている。家の下には、2つの松ぼっくりがひもでつるされている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>3926. 40／1、9505. 10／1 及び 9505. 10／3 参照</u></p> 	<p>（新規）</p>